



～ 転入届の際に必要な手続き ～



下記の項目に該当する場合は、各窓口において手続き願います。

令和4年4月1日現在

項目	手続き内容	持参するもの	窓 口
住民票関係	○転入届	・転出証明書 ・本人確認書類（運転免許証・保険証等）	税務住民課（早来地区） Tel（0145）22-2940
	○印鑑登録（希望される方）	・登録される印鑑 ・写真付き公的身分証明書	
	○各種カードの記載事項変更届	・個人番号カード（マイナンバーカード） ・住民基本台帳カード	住民サービス課（追分地区） Tel（0145）25-2411
国民健康保険・年金・医療制度関係	○国民健康保険資格取得届 （転入前の市町村で国保に加入していて引き続き国保に加入する方や、転入前は、国保以外の健康保険に加入していたが脱退し国保に加入する場合）	・他健康保険の離脱証明書類（転入前は国保以外の健康保険に加入していた方のみ） ・所得証明書（お持ちの場合は提出して下さい。）	健康福祉課（早来地区） Tel（0145）29-7072
	○子ども医療費助成制度の取得 （高校生まで）	・児童の保険証 ・在学証明書又は学生証（高校生） ・生計維持者の所得課税証明書 ※世帯が非課税の場合は右記へ問い合わせ下さい。	
	○ひとり親家庭等医療費助成制度の取得	・全員の保険証 ・在学証明書又は学生証（高校生～19歳） ・生計維持者の所得課税証明書 ※世帯が非課税の場合は右記へ問い合わせ下さい。 ・戸籍謄本	住民サービス課（追分地区） Tel（0145）25-2411
	○重度心身障害者医療費助成制度の取得	・印鑑（認印）・保険証 ・在学証明書又は学生証（高校生） ・生計維持者の所得課税証明書 ※世帯が非課税の場合は右記へ問い合わせ下さい。 ・各種手帳	
	○年金住所変更届	年金の種類に応じて届出窓口が異なりますので、右記に問い合わせ下さい。	税務住民課（早来地区） Tel（0145）22-2940 住民サービス課（追分地区） Tel（0145）25-2411
その他	○ごみ袋無償支給（3歳未満等）	特になし	税務住民課（早来地区） Tel（0145）22-2940

※上記手続きについては、一般的なものであり、特殊なケースは記載しておりませんので、ご了承ください。

※裏面もご覧ください。



～

転入届の際に必要な手続き

～



下記の項目に該当する場合は、各窓口において手続き願います。

令和4年4月1日現在

項目	手続き内容	持参するもの	窓 口
児童・福祉サービス関係	○児童手当認定請求 (公務員以外の方) 中3まで	・保険証(保護者のもの) 1月1日に住所のあった市区町村の所得証明書	健康福祉課 (早来地区) TEL (0145) 29-7071 住民サービス課 (追分地区) TEL (0145) 25-2411
	○児童扶養手当住所変更届 (現在児童扶養手当を受給している方)	・児童扶養手当証書 ・転入後の世帯全員の住民票	
	○特別児童扶養手当住所変更届 (現在特別児童扶養手当を受給している方) ○各種手帳(身体・療育・精神)居住地変更届	・特別児童扶養手当証書 ・各種手帳	
介護保険関係	【共通】65歳以上の方 ○介護保険資格取得届出書	・特になし	健康福祉課 (早来地区) TEL (0145) 29-7072 住民サービス課 (追分地区) TEL (0145) 25-2411
	【介護認定を受けていた方】	・介護保険受給資格証明書 (転出前の住所地で発行) ※町内介護施設等に直接入所(転入)する方は「転出前の住所地の被保険者証」のみを提示	
学校・保育関係	○転入学届	・在学証明書(前学校)の写し	教育委員会 TEL (0145) 29-7036
	○放課後児童クラブの入所を希望する場合 ○認定こども園の入園を希望する場合は、右記に問い合わせ下さい。		
公営住宅関係	○住宅同居承認申請書 (既に親族が公営住宅等に入居しており、その住宅に転入する場合)	・前住所地の所得課税証明書 ・転入届の写し ・マイナンバーカード又は通知カード	建設課 (早来地区) TEL (0145) 22-2516 住民サービス課 (追分地区) TEL (0145) 25-2411
水道関係	○水道・下水道使用開始届 (支払方法及び開栓の有無)	・特になし	水道課 (早来地区) TEL (0145) 22-2730
	○下水道事業受益者変更届 (土地・建物所有の場合のみ、開始時期により不要な場合もあります)		住民サービス課 (追分地区) TEL (0145) 25-2411
	○口座振替依頼書	・通帳の届出印	各金融機関へ
町自治会	○自治会・町内会入会のご案内 ※問い合わせ・相談等	・特になし	政策推進課 (両地区) TEL (0145) 22-2751

※上記手続きについては、一般的なものであり、特殊なケースは記載しておりませんので、ご了承ください。

※裏面もご覧ください。